

令和7年 第4回国東市議会定例会 提出議案

議案 第62号	令和7年度国東市一般会計補正予算(第3号)	P 1
議案 第63号	令和7年度国東市立国東自動車学校特別会計補正予算(第2号)	P 2
議案 第64号	令和7年度国東市介護保険事業特別会計補正予算(保険事業勘定第2号)	P 3
議案 第65号	令和7年度国東市民病院事業特別会計補正予算(第2号)	P 4
議案 第66号	国東市附属機関設置条例及び国東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	P 5
議案 第67号	国東市火災予防条例の一部改正について	P 6
議案 第68号	国東市立国東自動車学校条例の一部改正について	P 8
議案 第69号	国東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	P 10
議案 第70号	国東市選挙公報の発行に関する条例の一部改正について	P 12

議案 9件
計 9件

議案第 62 号

令和 7 年度国東市一般会計補正予算(第 3 号)

令和 7 年度国東市一般会計補正予算(第 3 号)を別紙のとおり定める。

令和 7 年 11 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 63 号

令和 7 年度国東市立国東自動車学校特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度国東市立国東自動車学校特別会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり定める。

令和 7 年 11 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 64 号

令和 7 年度国東市介護保険事業特別会計補正予算(保険事業勘定第 2 号)

令和 7 年度国東市介護保険事業特別会計補正予算(保険事業勘定第 2 号)を別紙のとおり定める。

令和 7 年 11 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 65 号

令和 7 年度国東市民病院事業特別会計補正予算(第 2 号)

令和 7 年度国東市民病院事業特別会計補正予算(第 2 号)を別紙のとおり定める。

令和 7 年 11 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 66 号

国東市附属機関設置条例及び国東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

国東市附属機関設置条例及び国東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 11 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市附属機関設置条例及び国東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(国東市附属機関設置条例の一部改正)

第 1 条 国東市附属機関設置条例(平成 19 年国東市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部国東市農業委員会委員選考委員会の項の次に次のように加える。

国東市浄化槽汚泥等受入施設整備審議会	市長の諮問に応じ、浄化槽汚泥等受入施設等の整備について、調査審議し、市長に意見を述べること。	5 人以内
--------------------	--	-------

(国東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 2 条 国東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 18 年国東市条例第 53 号)の一部を次のように改正する。

別表いじめ問題再調査委員会委員(一般)の項の次に次のように加える。

国東市浄化槽汚泥等受入施設整備審議会委員 (有識者)	〃 20,000 円
-------------------------------	------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 附属機関として国東市浄化槽汚泥等受入施設整備審議会を設置するにあたり、関係条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 67 号

国東市火災予防条例の一部改正について

国東市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 11 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市火災予防条例の一部を改正する条例

国東市火災予防条例(平成 18 年国東市条例第 229 号)の一部を次のように改正する。
目次中「第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第 29 条の
2—第 29 条の 7)」を 「第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等
第 3 章の 3 林野火災の予防(第 29 条の 8・第 29 条の 9)
(第 29 条の 2—第 29 条の 7)」
に改める。

第 29 条中「火災に関する警報」を「火災に関する警報(法第 22 条第 3 項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)」に改め、同条第 7 号を削る。

第 3 章の 2 の次に次の 1 章を加える。

第 3 章の 3 林野火災の予防
(林野火災に関する注意報)

第 29 条の 8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下「林野火災」という。)の予防上注意を要すると認めるとときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第 29 条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第 29 条の 9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第 29 条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第 42 条の 3 第 1 項第 3 号中「第 45 条」を「第 45 条第 1 項」に改める。

第45条第1号中「行為」を「行為(たき火を含む。)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

提案理由 林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めるため、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 68 号

国東市立国東自動車学校条例の一部改正について

国東市立国東自動車学校条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 11 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市立国東自動車学校条例の一部を改正する条例

国東市立国東自動車学校条例（平成 18 年国東市条例第 230 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「3,320 円」を「3,490 円」に改める。

第 6 条中「3 万 6,670 円」を「3 万 8,500 円」に、「2 万 3,540 円」を「2 万 4,720 円」に改める。

第 7 条第 2 項中「2 万 3,570 円」を「2 万 4,750 円」に、「1 万 6,650 円」を「1 万 7,490 円」に改め、同条第 3 項中「5,010 円」を「5,260 円」に改める。

第 9 条第 2 項中「5,010 円」を「5,260 円」に改め、同条第 3 項中「2,860 円」を「3,000 円」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

車種		現有免許	技能教程数	学科教程数	授業料
普通車	MT 車	なし、小特	35	26	241,040 円
	AT 車	原付	31	26	220,000 円
	MT 車	大自二	33	2	177,960 円
	AT 車	普自二	29	2	156,920 円
	MT 車	大特	27	5	152,970 円
	AT 車		23	5	131,930 円
限定解除			4	0	21,040 円

別表第 2 を次のように改める。

区分	単位	金額
運転免許取得者教育講習	1 講習につき	5,500 円 (高校生は無料)
高齢者講習同等教育(実車あり)	〃	7,100 円
高齢者講習同等教育(実車なし)	〃	3,200 円
認知機能検査同等検査	1 検査につき	1,100 円

運転技能検査同等検査	〃	3,900 円
------------	---	---------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(授業料等にかかる経過措置)

2 この条例による改正後の第 4 条に規定する運転適性検査手数料、第 6 条に規定する入学金、第 7 条第 2 項に規定する夜間料金及び別表第 1 に規定する授業料（以下この項において「授業料等」という。）は、施行日以降に国東市立国東自動車学校に入学する場合について適用し、同日前に入学した場合についての授業料等は、なお従前の例による。

(教習料等にかかる経過措置)

3 この条例による改正後の第 7 条第 3 項に規定する補習料金、第 9 条第 2 項に規定する任意の教習料、同条第 3 項に規定する任意の講習料及び別表第 2 に規定する運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査に係る料金（以下この項において「教習料等」という。）は、施行日以後に受ける教習、講習及び検査について適用し、同日前に受けた教習、講習及び検査についての教習料等は、なお従前の例による。

提案理由 道路交通法施行規則の改正により、免許取得に関する教習方法を変更するとともに、社会経済状況の変化等に伴う受益者負担の適正化を目的とした使用料改定のため、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 69 号

国東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

国東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 11 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(国東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 国東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年国東市条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(国東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 国東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年国東市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(国東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 国東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年国東市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(国東市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 国東市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7

年国東市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第14条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は令和8年4月1日から施行する。

提案理由 児童福祉法等の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 70 号

国東市選挙公報の発行に関する条例の一部改正について

国東市選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 11 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例

国東市選挙公報の発行に関する条例(平成 27 年国東市条例第 41 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条に次の 1 項を加える。

2 委員会は、前項の各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、同項の規定により配布すべき日までに新聞折込みその他これに準ずる方法による選挙公報の配布を行うことによって、同項の規定による配布に代えることができる。この場合においては、委員会は、市役所その他適当な場所に選挙公報を備え置く等当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講ずることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 公職選挙法第 170 条第 2 項に規定する各世帯への選挙公報の配布が困難である場合の補完措置が取れるようにするために、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。